

## ○鎌倉市下水道条例

昭和 46 年 6 月 17 日条例第 2 号

鎌倉市下水道条例をここに公布する。

## 鎌倉市下水道条例

## 目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 排水設備及び使用（第 3 条―第 18 条）

第 3 章 占用（第 19 条―第 27 条）

第 4 章 暗きよ使用（第 28 条―第 34 条）

第 5 章 公共下水道の施設に関する構造及び維持管理の基準（第 35 条―第 39 条）

第 6 章 雑則（第 40 条―第 50 条）

第 7 章 罰則（第 51 条―第 53 条）

## 付則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、本市が設置する公共下水道の管理及び使用並びに施設の構造及び維持管理の基準について、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号。以下「法」という。）その他別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 汚水 法第 2 条第 1 号に規定する汚水をいう。
- (2) 下水 法第 2 条第 1 号に規定する下水をいう。
- (3) 排水施設 法第 2 条第 2 号に規定する排水施設をいう。
- (4) 処理施設 法第 2 条第 2 号に規定する処理施設をいう。
- (5) 公共下水道 法第 2 条第 3 号に規定する公共下水道をいう。
- (6) 終末処理場 法第 2 条第 6 号に規定する終末処理場をいう。
- (7) 排水設備 法第 10 条第 1 項に規定する排水設備をいう。
- (8) 特定施設 法第 11 条の 2 第 2 項に規定する特定施設をいう。
- (9) 除害施設 法第 12 条第 1 項に規定する除害施設をいう。
- (10) 特定事業場 法第 12 条の 2 第 1 項に規定する特定事業場をいう。
- (11) 使用者 下水を公共下水道に排除してこれを使用する者をいう。
- (12) 汚水量 使用者が公共下水道に排除した汚水の量をいう。
- (13) 水道 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 1 項に規定する水道をいう。
- (14) 給水装置 水道法第 3 条第 9 項に規定する給水装置をいう。
- (15) 量水器 神奈川県県営上水道条例（昭和 29 年神奈川県条例第 11 号）第 2 条第 4 号に規定する量水器をいう。
- (16) 量水標等物件 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 2 条第 7 項に規定する量水標等又は下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号。以下「政令」という。）第 17 条の 2 第 1 号に規定する工作物をいう。
- (17) 電線等 法第 24 条第 3 項第 3 号ロに規定する電線又は政令第 17 条の 2 第 2 号に規定する工作物

をいう。

(18) 熱交換器等 法第24条第3項第3号ハに規定する熱交換器又は政令第17条の2第3号に規定する工作物をいう。

## 第2章 排水設備及び使用

(排水設備の接続等)

第3条 排水設備の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。

(1) 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水を排除すべき排水設備にあつては公共下水道の公共ますその他の排水施設又は他の排水設備(以下「公共ます等」という。)で汚水を排除すべきものに、雨水を排除すべき排水設備にあつてはます等で雨水を排除すべきものに固着させること。

(2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で規則で定めるところによること。

(3) 排水設備又は公共下水道の施設の機能を妨げ、若しくは構造に影響を及ぼす等排水設備又は公共下水道の維持管理上支障をきたすディスポージャーその他これに類する器具(以下「ディスポージャー等」という。)は、これを排水設備に取り付けないこと。ただし、処理槽を有するディスポージャー等で市長が認めるものについては、この限りでない。

(4) 汚水を排除すべき排水管の内径及びこう配は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水きよの断面積及びこう配は、同表に準じ同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で、延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

排水人口	排水管の内径	こう配
150人未満	100ミリメートル以上	2/100以上
150人以上300人未満	125ミリメートル以上	1.7/100以上
300人以上500人未満	150ミリメートル以上	1.5/100以上
500人以上	200ミリメートル以上	1.2/100以上

(5) 雨水を排除すべき排水管の内径及びこう配は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水きよの断面積及びこう配は、同表に準じ同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の敷地から排除される雨水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

排水面積	排水管の内径	こう配
200平方メートル未満	100ミリメートル以上	2/100以上
200平方メートル以上400平方メートル未満	125ミリメートル以上	1.7/100以上
400平方メートル以上600平方メートル未満	150ミリメートル以上	1.5/100以上
600平方メートル以上1,500平方メートル未満	200ミリメートル以上	1.2/100以上
1,500平方メートル以上	250ミリメートル以上	1/100以上

(6) 前各号に定めるもののほか排水設備の構造基準については、規則で定める。

(排水設備の計画の確認等)

第4条 排水設備の新設等を行おうとする者は、あらかじめその計画が排水設備の設置及び構造に関する法令等に適合するものであることについて市長の確認を受けなければならない。

2 前項の確認を受けた者が、当該確認を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ同項の確認を受けなければならない。ただし、排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない事項については、事前にその旨を届け出ることをもって足りる。

(排水設備の設計及び工事の実施等)

第5条 排水設備の新設等の設計及び工事は、別に規則で定めるところにより、当該設計及び工事に関し技能を有すると市長が認めた者(以下「責任技術者」という。)が専属する業者で市長が指定した下水道指定工事店(以下「指定工事店」という。)でなければ行つてはならない。ただし、市長が特に認める者が行う当該設計及び工事については、この限りでない。

2 指定工事店の指定又は責任技術者の登録を受けようとする者は、その申請の際、1万円の範囲内で別に規則で定める額の手数料を納付しなければならない。

3 既納の手数料は、還付しない。

(排水設備の工事完了の届出及び検査)

第6条 排水設備の新設等の工事を行つた者は、工事完了の日から5日以内にその旨を市長に届け出て検査を受けなければならない。

(特定事業場から排除される下水の水質の基準)

第7条 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、次に掲げる基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。

(1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満

(2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満

(3) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満

(4) 浮遊物質量 1リットルにつき600ミリグラム未満

(5) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

2 製造業又はガス供給業に係る特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、市長が、それらの特定事業場から排除される汚水の合計量が終末処理場で処理される汚水量の4分の1以上であると認めたとき、当該終末処理場に達するまでに他の汚水により十分に希釈されることができないと認めたとき、その他やむを得ない理由があると認めたときは、次に掲げる基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。

(1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき125ミリグラム未満

(2) 水素イオン濃度 水素指数5.7を超え8.7未満

(3) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に300ミリグラム未満

(4) 浮遊物質量 1リットルにつき300ミリグラム未満

3 前2項の規定にかかわらず、特定事業場から排除される下水が河川その他の公共水域(湖沼を除く。)に直接排除されたとした場合に、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)の規定による環境省令により、又は神奈川県生活環境の保全等に関する条例(平成9年神奈川県条例第35号)により、当該下水について第1項に規定する水質基準(前項の規定が適用される場合にあつては、同項に規定する水質基準。以下この項において同じ。)より緩やかな水質の排除基準が適用されるときは、当該下水に係る第1項に規定する水質基準は、その緩やかな水質基準とする。

(除害施設の設置等)

第8条 次に掲げる基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水その他これに類すると市長が認めたもの及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

(1) 政令第9条の4第1項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第4項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。

(2) 温度 45度未満

(3) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満

(4) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満

(5) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満

(6) 浮遊物質量 1リットルにつき600ミリグラム未満

(7) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

(8) よう素消費量 1リットルにつき220ミリグラム未満

(9) ニッケル及びその化合物 1リットルにつきニッケル1ミリグラム以下

(10) 外観 事業活動により生じた下水を公共下水道に排除するに当たり、他の下水の色又は濁度を著しく変化若しくは増加させるような色又は濁りがないこと。

(11) 臭気 事業活動により生じた下水を公共下水道に排除するに当たり、著しく不快を感じさせる臭気を滞びさせるようなものを含んでいないこと。

2 前項第1号、第3号、第5号、第6号、第9号、第10号及び第11号に掲げる水質の基準は、終末処理場を有する公共下水道に下水を排除する場合に限り適用する。この場合において、同項第7号イ中「30ミリグラム以下」とあるのは、「5ミリグラム以下」とする。

3 製造業又はガス供給業の用に供する施設から継続して下水を排除して公共下水道を使用する場合で、市長が、それらの施設から排除される汚水の合計量が終末処理場で処理される汚水量の4分の1以上であると認めたとき、当該終末処理場に達するまでに他の汚水により十分に希釈されることができないと認めたとき、その他やむを得ない理由があると認めたときの第1項第2号から第6号までに掲げる基準については、これらの規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

(1) 温度 40度未満

(2) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき125ミリグラム未満

(3) 水素イオン濃度 水素指数5.7を超え8.7未満

(4) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に300ミリグラム未満

(5) 浮遊物質量 1リットルにつき300ミリグラム未満

4 前3項の規定は、規則で定める項目に係る水質の下水で、規則で定める量のものについては、適用しない。

（除害施設の設置に関する届出）

第8条の2 除害施設の新設等を行おうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ当該新設等に係る工事の計画を市長に届け出て、確認を受けなければならない。計画を変更しようとするときも同様とする。

2 前項に規定する工事が完成したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

3 公共下水道に排水設備を接続する際、既に除害施設を設置している者は、当該接続工事着手前に除

害施設の構造等を規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

4 第1項又は前項の規定による届出をした者は、除害施設の使用を休止し、又は廃止したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(氏名等の変更)

第8条の3 除害施設を設置した者は、氏名、名称、住所又は所在地を変更したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第8条の4 除害施設を設置した者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(水質管理責任者の選任)

第8条の5 特定施設又は除害施設を設置した者は、規則で定めるところにより、当該施設の維持管理業務を行う水質管理責任者を選任し、延滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。水質管理責任者を変更したときも同様とする。

(水質の測定及び報告)

第9条 特定施設又は除害施設を設置した者(以下「施設設置者」という。)は、下水道法施行規則(昭和42年建設省令第37号)及び規則で定めるところにより、当該施設から公共下水道に排除される下水の水質を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

2 施設設置者は、前項の規定により測定した結果を、規則で定めるところにより、市長に報告するものとする。

(し尿の排除の制限)

第10条 使用者は、し尿は水洗便所を設けて排除しなければならない。

(使用開始等の届出)

第11条 使用者が公共下水道の使用(雨水のみを排除する場合を除く。以下同じ。)を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、使用者が神奈川県県営上水道条例の規定により当該水道事業の管理者(以下「水道事業管理者」という。)に水道水の使用開始等の届出をしたときは、前項に規定する届出があつたものとみなす。ただし、市長がこれによることが適当でないとき、この限りでない。

(使用料の額)

第12条 公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収するものとし、当該使用料は、汚水量に応じ次の表に定めるところにより算出した額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する税率、当該税率に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する税率を乗じた率及び1を合算した率を乗じて得た額とする。この場合において、使用料に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

1月当たりの汚水量	金額
8立方メートルまでの分	776円
8立方メートルを超え、15立方メートルまでの分	1立方メートルにつき 106円
15立方メートルを超え、20立方メートルまでの分	1立方メートルにつき 115円
20立方メートルを超え、30立方メートルまでの分	1立方メートルにつき 125円
30立方メートルを超え、50立方メートルまでの分	1立方メートルにつき 139円
50立方メートルを超え、100立方メートルまでの分	1立方メートルにつき 163円

100 立方メートルを超え、300 立方メートルまでの分	1 立方メートルにつき 214 円
300 立方メートルを超え、1,000 立方メートルまでの分	1 立方メートルにつき 267 円
1,000 立方メートルを超える分	1 立方メートルにつき 325 円
公衆浴場その他市長が定める施設のし尿を含まない汚水	1 立方メートルにつき 5 円

2 前項の汚水量の算定は、次に定めるところによる。この場合において、汚水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 水道水を使用した場合の汚水量は、水道水の使用水量とすること。
- (2) 水道水以外の水を使用した場合の汚水量の算定については、規則で定めるところによること。
- (3) 現に公共下水道に排除する汚水量が前2号の規定により算定する汚水量と異なることを理由として使用者から汚水量の変更等の申告がなされたときは、その内容を勘案して市長が認定するところによること。

3 前条に規定する公共下水道の使用の休止又は廃止の届出をしない者は、公共下水道を使用しているものとみなす。

(使用料の徴収)

第 13 条 使用料は、2月分の汚水量に基づき徴収する。ただし、市長が必要があると認めるときは、1月分の汚水量に基づき使用料を徴収することができる。

2 前項の規定により使用料を徴収する場合における1月分とは、量水器の点検をした日（水道水を使用せず、地下水等のみを公共下水道に排除する場合にあつては、月の末日）の属する月分とし、2月分とは、当該月分及びその前月分とする。

3 前2項の規定にかかわらず、水道水を使用し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合における使用料の額（水道水の使用に係る部分に限る。）は、前項第1項の表の8立方メートルまでの分の項に対応する同条に掲げる金額に、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額を同表に掲げる金額とみなして計算して得た額とする。

- (1) 公共下水道の使用の期間が15日以下で汚水量が4立方メートル以下のとき。 0.5
- (2) 公共下水道の使用の期間が1月を超え45日以下で汚水量が12立方メートル以下のとき（量水器の点検を毎月行う場合を除く。）。 1.5

4 前3項に定めるもののほか、納付期日その他使用料の計算及び徴収について必要な事項は、市長が別に定める。

(概算使用料の納付)

第 14 条 前条の規定にかかわらず、土木・建築等に関する工事の施行に伴う排水のため、公共下水道を一時使用する場合において必要と認めるときは、市長は、概算の使用料を前納させることができる。

2 前項の使用料の精算は、使用者が公共下水道の使用を廃止したとき及びその他市長が必要と認めたとときに行う。

(使用料の減免)

第 15 条 市長は、使用料の納付者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 災害等により使用料の全部又は一部の免除を必要とするとき。
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）により公の保護を受けているとき。
- (3) その他規則で定める事由があるとき。

2 前項の規定により使用料の全部又は一部の免除を受けようとする者は、納付期日までに市長に申請しなければならない。

(公共下水道に対する行為の許可)

第 16 条 公共下水道について法第 24 条第 1 項に規定する行為の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 政令第 16 条又は政令第 19 条で定める軽微な行為をしようとする者は、あらかじめ書面をもって市長に届けることをもって足りる。

(許可事項の軽微な変更)

第 17 条 公共下水道について、法第 24 条第 1 項に定める条例で定める軽微な変更とは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件(地上に存する部分に限る。)に対する添加であつて、前条の許可を受けた者が当該施設又は工作物その他の物件を設ける目的に付随して行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第 22 条に定める占用料の算定の基礎に影響を及ぼすこととなる変更にあつては、前条第 1 項に規定する市長の許可を受けなければならない。

第 18 条 削除

第 3 章 占用

(占用の許可)

第 19 条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件(量水標等物件、電線等及び熱交換器等を除く。)を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。占用の許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 物件の設置について第 16 条に規定する許可を受けたときは、当該許可をもって前項の許可とみなす。

(占用者の義務)

第 20 条 前条の規定により許可を受けた者(以下「占有者」という。)は、占用期間中その占有物件を良好な状態に維持管理し、占有によつて生じた危害に対する責任を負い、又は占有によつて生じる危害を防止し、若しくは予防しなければならない。

(占用の許可の期間)

第 21 条 第 19 条第 1 項の規定による占用の許可の期間は、5 年以内とする。

(占用料の徴収)

第 22 条 市長は、占有者から別表第 1 に定めるところにより占用料を徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、徴収しない。

(1) 国又は地方公共団体の行う事業のために占用するとき。

(2) その他公益上特に必要がある規則で定めるもののために占用するとき。

(占用料の額の計算方法及び徴収方法)

第 23 条 占用料の額の計算方法及び徴収方法については、鎌倉市道路占用条例(昭和 57 年 1 月条例第 12 号)第 3 条及び第 4 条の規定をそれぞれ準用する。

(占用料の減免)

第 24 条 市長は、公益上特に必要がある規則で定めるものの占用料の全部又は一部を免除することができる。

(既納の占用料)

第 25 条 既納の占用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 第 44 条第 3 項の規定により処分をし、又は措置を命じたとき。

(2) その他市長が特にやむを得ない理由があると認めるとき。

(原状回復)

第 26 条 占有者は、占有の期間が満了した場合又は当該期間の満了前に占有を廃止した場合は、市長に届け出て、占有物件を除却し、原状に回復し、市長の検査を受けなければならない。ただし、原状回復することが不相当であると市長が認める場合は、この限りでない。

(無断占有に対する処置)

第 27 条 公共下水道を無断で占有する者に対しては、直ちに占有を停止させ、工作物があるときはそれを撤去させ、原状に回復させなければならない。

#### 第 4 章 暗きよ使用

(暗きよ使用に係る調査)

第 28 条 公共下水道の排水施設の暗きよである構造の部分（以下単に「暗きよ」という。）に量水標等物件、電線等又は熱交換器等（以下「量水標等物件等」という。）を設け、継続して排水施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、当該暗きよについての使用の可能性を確認する調査（以下単に「調査」という。）を市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつた場合で、当該調査を行うことが必要であると認めるときは、調査の方法を当該調査を申請した者に指示するものとする。

(暗きよ使用の許可)

第 29 条 暗きよに量水標等物件等を設け、継続して排水施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 第 19 条第 1 項の規定は、前項の許可を受けた者（以下「暗きよ使用者」という。）については、適用しない。

(量水標等物件等の設置に係る許可の基準)

第 30 条 市長は、量水標等物件等の設置に係る前条第 1 項の規定による許可の申請があつた場合において、当該申請が次に掲げる基準のすべてに適合するときは、当該使用を許可することができる。ただし、第 10 号の基準にあつては電線等に、第 11 号の基準にあつては熱交換器等に限り適用する。

(1) 前条第 1 項の許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）が設置し、又は敷設しようとする量水標等物件等が以下の技術的基準に適合すること。ただし、カ及びキの基準は、熱交換器等に限り適用する。

ア 設置し、又は敷設する箇所が下水の排除及び暗きよの管理上支障のない箇所であること。

イ 設置し、又は敷設する暗きよの断面積に占める量水標等物件等の断面積の割合（電線等にあっては、当該断面積の割合及び電線の本数）が下水の排除及び暗きよの管理上支障のないものであること。

ウ 構造が堅ろうで、かつ、表面が平滑であつて、耐久性、耐しよく性及び耐水性のあるものであること。

エ 設置又は敷設により砂、土、汚泥その他これらに類するものが堆積し下水の排除に著しい支障が生じることがないものであること。

オ 原則として電圧のかからないものであること。

カ 地震によつて公共下水道による下水の排除に支障が生じないように可とう継手の設置その他の措置が講ぜられていること。

キ 温度が過度に上昇し、又は低下する場合には、耐熱材等を設けること。

(2) 工事の実施方法は、次に掲げるところによること。

ア 公共下水道の管きよを一時閉じ塞ぐ必要があるときは、下水が外にあふれ出るおそれがない時期及

び方法を選ぶこと。

イ その他公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造又は機能に支障を及ぼすおそれがないこと。

(3) その他公共下水道の管理上支障とならないものであること。

(4) 許可申請者による設置若しくは敷設に係る工事又は維持管理の方法が、市長が示す工事又は維持管理の方法に係る条件及び留意事項に適合していること。

(5) 許可申請者がある責めに帰すべき事由により暗きよの使用に係る許可の取消しを受けたこと（許可の取消しを受けた法人において、当該取消しがあつた日前 60 日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）であつたことを含む。）がないこと。

(6) 許可申請者が法人である場合、その役員のうち前号に規定する許可の取消しを受けた者がいないこと。

(7) 許可申請者が個人である場合、その支配人の中に第 5 号に規定する許可の取消しを受けた者がいないこと。

(8) 許可申請者が使用条件に違反しないと見込まれること。

(9) 暗きよの使用が道路法（昭和 27 年法律第 180 号）その他の公物管理に関する法令の規定の適用を受けるものにあつては、道路占用許可その他の公物の占用の許可等（変更の許可等を含む。）の取得が可能であると見込まれること。

(10) 使用の申請に係る暗きよにおいて下水道の管理その他の公共目的の電線等を敷設する具体的な計画があり、電線等を複数敷設することが困難な場合においては、当該公共目的の電線等と一体的な敷設が可能であると見込まれること。

(11) 熱交換器等の内部を流れる熱源水は、公共下水道に当該熱源水が流入した場合であつても、公共下水道の維持管理上著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。

（暗きよ使用者の義務）

第 31 条 暗きよ使用者は、暗きよの使用期間中その暗きよ使用物件を良好な状態に維持管理し、暗きよの使用によつて生じた危害に対する責任を負い、又は暗きよの使用によつて生じる危害を防止し、若しくは予防しなければならない。

（暗きよ使用の許可の期間）

第 32 条 暗きよ使用の許可の期間は、5 年以内とする。

（暗きよ使用料の徴収）

第 33 条 市長は、暗きよ使用者から別表第 2 に定めるところにより暗きよ使用料を徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、徴収しない。

(1) 国又は地方公共団体の行う事業のために暗きよの使用をするとき。

(2) その他公益上特に必要があると市長が認めるとき。

（準用）

第 34 条 第 23 条から第 27 条までの規定は、暗きよ使用料の額の計算方法、徴収方法、免除及び還付並びに暗きよ使用者に対する原状回復義務並びに無断暗きよ使用者に対する処置についてそれぞれ準用する。この場合において、第 23 条から第 25 条までの規定中「占用料」とあるのは「暗きよ使用料」と、第 26 条中「占用者」とあるのは「暗きよ使用者」と、「占用物件」とあるのは「暗きよ使用物件」と、第 27 条中「占用する者」とあるのは「暗きよの使用をする者」と、「占用」とあるのは「暗きよ使用」と読み替えるものとする。

## 第5章 公共下水道の施設に関する構造及び維持管理の基準

### (排水施設及び処理施設に共通する構造の基準)

第35条 公共下水道の排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。第37条において同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとするができる。
- (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。
- (5) 地震によつて下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓(とう)継手の設置その他の規則で定める措置が講ぜられていること。

### (排水施設の構造の基準)

第36条 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 排水管の内径及び排水きよの断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- (2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。
- (3) 暗きよその他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。
- (4) 暗きよである構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管きよの清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。
- (5) ます又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。

### (処理施設の構造の基準)

第37条 第35条に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の基準は、次のとおりとする。

- (1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。
- (2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置が講ぜられていること。

### (適用除外)

第38条 前3条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

### (終末処理場の維持管理に関する基準)

第39条 終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。

- (2) 沈砂池又は沈殿池のどろために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。
- (3) 急速濾(ろ)過法によるときは、濾(ろ)床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾(ろ)材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。
- (4) 前3号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
- (5) 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。
- (6) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講ずること。

## 第6章 雑則

(排除の停止又は制限)

第40条 市長は、公共下水道への排除が次の各号のいずれかに該当するときは、排除を停止させ、又は制限することができる。

- (1) 公共下水道を損傷するおそれがあるとき。
- (2) 公共下水道の機能を阻害するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が管理上必要があると認めるとき。

(本市以外の者の行う工事)

第41条 公共下水道の施設の工事又は維持を行おうとする者は、市長の承認を受けなければならない。

(許可又は承認の条件)

第42条 市長は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは許可又は承認に条件を付することができる。

(公共下水道の施設に近接した掘削)

第43条 公共下水道の暗きよである施設に近接して掘削工事を行おうとする者は、あらかじめ市長と工事の施行方法等について協議しなければならない。

(代理人及び代表者)

第44条 排水設備を設けなければならない者(以下「義務者」という。)が事故その他の理由により、この条例に定める必要な手続を自ら行うことが困難であるときは、この条例に定める一切の事項を処理させるため、代理人を選定し、市長に届け出なければならない。

2 義務者が共同で排水設備を設置している場合は、それらの者のうちから代表者を選定し、市長に届け出なければならない。

3 市長は、前2項の規定による届出のあつた代理人又は代表者を不相当と認めるときは、これを変更させることができる。

(資料の提出)

第45条 市長は、使用料を算定するため、又は公共下水道の管理上必要と認める場合は、関係者から資料の提出を求めることができる。

(権利譲渡等の禁止)

第46条 第19条又は第29条第1項の規定により許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。ただし、権利の譲渡について市長の許可を受けたときは、この限りでない。

## 第47条 削除

(損害賠償)

第48条 占用者又は第36条の規定による承認を受けた者(以下「占用者等」という。)は、自己の責めに帰すべき理由により占用又は承認を受けた行為に起因して公共下水道を損傷し、又は当該損傷に伴い事故を生じさせる場合は、その損害を賠償しなければならない。

(監督処分)

第 49 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、許可又は承認を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止若しくは変更、原状回復その他の必要な措置を命ずることができる。

- (1) 法令（法第 11 条の 3 第 1 項の規定を除く。）又はこの条例の規定に違反している者
- (2) 許可又は承認に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段により許可又は承認を受けた者

2 前項の規定による処分又は命令によつて占有者等に損失を生じても、市はその責めを負わない。

3 市長は、公共下水道に関する工事又は管理上若しくは公益上やむを得ない必要が生じた場合は、第 1 項に規定する処分又は命令をすることができる。

(委任)

第 50 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 7 章 罰則

(罰則)

第 51 条 次の各号のいずれかに該当する者は 5 万円以下の過料に処する。

- (1) 第 4 条第 1 項又は第 2 項に規定する確認を受けずに排水設備の新設等を行つた者
- (2) 第 4 条第 3 項、第 6 条又は第 11 条の規定による届出を怠つた者
- (3) 第 5 条第 1 項の規定に違反して排水設備の新設等の工事を実施した者
- (4) 第 8 条に規定する除害施設を設置せず、又は必要な措置を講じずに下水を排除した者
- (5) 第 16 条第 1 項に規定する許可を受けずに物件の設置をした者
- (6) 第 46 条の規定に違反して権利の譲渡又は転貸をした者
- (7) 第 45 条に規定する資料の提出を拒み、又は怠り、若しくは故意に事実と反する記載事項により提出した者

第 52 条 偽りその他不正の行為により使用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。）以下の過料に処する。

第 53 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前 2 条の違反をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前 2 条の過料に処する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 25 条、第 26 条の規定中使用料に関する部分の規定及び第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条の規定は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 47 年 3 月 6 日条例第 13 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 49 年 10 月 22 日条例第 20 号）

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 49 年 10 月 1 日から適用する。ただし、第 3 条に 1 号を加える改正規定は、昭和 50 年 1 月 1 日から施行する。

(適用)

2 改正後の鎌倉市下水道条例第 11 条第 2 項第 2 号の規定に基づく排除汚水量の算定は、昭和 49 年 10 月 1 日以後に公共下水道の使用を開始した者について適用し、同日前に使用を開始した者については、なお従前の例による。

付 則（昭和 51 年 3 月 26 日条例第 20 号）

この条例は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 51 年 10 月 1 日条例第 20 号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用）

2 改正後の鎌倉市下水道条例第 6 条の規定は、この条例の施行の日以後に完了する排水設備等の新設等の工事について適用し、同日前に完了した排水設備等の新設等の工事については、なお従前の例による。

付 則（昭和 52 年 7 月 1 日条例第 7 号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の鎌倉市下水道条例第 7 条の 2 の規定により新たに除害施設を設けなければならない者についての同条の規定は、この条例の施行の日から 1 年間は、適用しない。

付 則（昭和 57 年 1 月 12 日条例第 13 号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和 57 年 7 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第 2 条（第 11 号を加える改正規定を除く。）及び第 3 条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 施行日において、鎌倉市道路占用料徴収条例（昭和 57 年 1 月条例第 12 号）付則第 2 項の規定により、なおその効力を有するとされた鎌倉市市道及びその附属物占用並びに公有水面及び溝渠使用条例（昭和 31 年 3 月条例第 9 号）の規定により既になされている公有水面及び溝渠に係る許可又は申請は、法又は改正後の鎌倉市下水道条例のそれぞれの規定による許可又は申請とみなす。

付 則（昭和 57 年 3 月 31 日条例第 27 号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

（適用）

2 改正後の鎌倉市下水道条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る公共下水道の使用料から適用し、同日前の使用に係る公共下水道の使用料については、なお従前の例による。

付 則（昭和 59 年 3 月 27 日条例第 20 号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の鎌倉市下水道条例第 11 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る公共下水道の使用料について適用し、同日前の使用に係る公共下水道の使用料については、なお従前の例による。

付 則（昭和 62 年 3 月 31 日条例第 33 号）

この条例は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 63 年 3 月 28 日条例第 21 号）

この条例は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成元年 6 月 9 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 6 年 12 月 27 日条例第 14 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の鎌倉市下水道条例第 11 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る公共下水道の使用料について適用し、同日前の使用に係る公共下水道の使用料については、なお従前の例による。

付 則（平成 8 年 12 月 24 日条例第 10 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 20 条の 3 及び別表の規定は、施行日以後の占有に係る公共下水道及び都市下水路並びに水路の占用料について適用し、施行日前の占有に係る公共下水道及び都市下水路並びに水路の占用料については、なお従前の例による。

付 則（平成 9 年 3 月 19 日条例第 13 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 11 条第 1 項の規定は、施行日以後の使用に係る公共下水道の使用料について適用し、施行日前の使用に係る公共下水道の使用料については、なお従前の例による。

付 則（平成 9 年 12 月 26 日条例第 11 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 10 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 11 条第 1 項の規定は、施行日以後の使用に係る公共下水道の使用料について適用し、施行日前の使用に係る公共下水道の使用料については、なお従前の例による。

付 則（平成 10 年 9 月 28 日条例第 13 号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条第 5 号の表の改正規定（排水面積 1,500 平方メートル以上の項排水管の内径の欄に係る部分に限る。）及び第 28 条の改正規定は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 平成 11 年 4 月 1 日において現に新設、増設又は改築の工事がされている排水設備の雨水を排除すべき排水管の内径（排水面積 1,500 平方メートル以上に係るものに限る。）並びに当該排水管と同程度以上の流下能力のあるものとされる排水きよの断面積及びこう配については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

3 平成 11 年 4 月 1 日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則（平成 12 年 3 月 2 日条例第 26 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

（占用料に関する経過措置）

2 この条例（第1条及び第4条の規定に限る。以下この項において同じ。）の施行前に行われた占用料の徴収に係る処分、手続その他の行為でこの条例の施行の際現に効力を有するものは、この条例による改正後の鎌倉市道路占用条例又は鎌倉市下水道条例の相当規定によって行われた処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則（平成12年12月28日条例第17号）

（施行期日）

1 この条例中第7条の2第1項第1号ただし書の改正規定は公布の日から、その他の規定は平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第11条第1項の規定は、平成13年4月1日以後の使用に係る公共下水道の使用料について適用し、同日前の使用に係る公共下水道の使用料については、なお従前の例による。

付 則（平成13年2月19日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成14年3月6日条例第17号）

（施行期日）

1 この条例は、平成14年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第21条の規定は、施行日以後に行われる占用の許可の申請について適用し、施行日前に行われた申請については、なお従前の例による。

付 則（平成14年9月25日条例第8号）

（施行期日）

1 この条例は、平成15年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日の前日において改正前の第12条第2項第4号の規定の適用を受けて施行日以後の汚水量を算定することとされていた使用者の施行日の属する月分以後の使用料の請求に係る汚水量の算定については、同号の規定は適用しない。

付 則（平成18年12月28日条例第18号）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第12条第1項の規定は、施行日以後の使用に係る公共下水道の使用料について適用し、施行日前の使用に係る公共下水道の使用料については、なお従前の例による。

付 則（平成23年3月31日条例第19号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成23年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

付 則（平成23年12月27日条例第19号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第12条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 12 条第 1 項の規定は、施行日以後の使用に係る公共下水道の使用料について適用し、施行日前の使用に係る公共下水道の使用料については、なお従前の例による。

付 則（平成 24 年 12 月 27 日条例第 32 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

3 この条例の施行の際現に下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 24 条の規定による行為の許可又は鎌倉市法定外公共物管理条例（平成 23 年 3 月条例第 19 号）第 4 条の規定による行為の許可（当該許可の期間が施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了するものに限る。）を受けている者の当該許可の期間のうち施行日以後の期間に係る占用料及び使用料については、第 1 条及び第 3 条の規定による改正後の鎌倉市道路占用条例及び鎌倉市下水道条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（平成 24 年 12 月 27 日条例第 33 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条及び第 3 条の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則（平成 26 年 12 月 25 日条例第 31 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

付 則（平成 28 年 3 月 7 日条例第 29 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 22 条）

占用に係る物件		占用料	
		単位	料金
電線等	外径が 0.07 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	円 72
	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの		110
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの		160
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの		210
	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの		310
	外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの		420
	外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの		720
	外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの		1,030
	外径が 1 メートル以上のもの		2,060
橋（人又は自動車等の通行の用に供するものに限る。）	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	500	

その他のもの		2,520
--------	--	-------

別表第2 (第33条)

暗きよの使用に係る物件		暗きよ使用料	
		単位	料金
電線等	外径が 0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	円 72
	外径が 0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		110
	外径が 0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		160
	外径が 0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		210
	外径が 0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		310
	外径が 0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの		420
	外径が 0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		720
	外径が 0.7メートル以上 1メートル未満のもの		1,030
	外径が 1メートル以上のもの		2,060
その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1年	2,520